

(別記)

令和6（2024）年度羽島市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域では、温暖な気候と豊富な水資源を有する恵まれた環境を生かし、水田面積の約6割で、主食用水稻を中心とした作付けが行われている。

しかし、米の消費が低迷するなかで、主食用米偏重の作付けでなく、非主食用米（加工用米・備蓄米・飼料用米・米粉用米・新市場開拓用米）など需要のある作物への展開を促進し、米の需給均衡を図っていくことが課題となっている。

また、農業従事者の高齢化により、労働力不足が生じており、担い手の育成と確保が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

<現状>

当該地域は、平坦地であり、耕地面積の約8割が水田である稲作地帯であるが、用排水を分離するなどの、農地の基盤整備が整っておらず、高収益作物への転換が難しい状況である。

そのような中、国の産地交付金を活用して、主食用米から飼料用米や加工用米等への作付転換の推進を進め、水田フル活用による稲作農業者の経営安定化につなげている。

また、南部の営農組合等耕作地域を中心に作付けられている麦や大豆についても産地交付金を活用して、担い手農業者の経営品目の多角化・安定化につなげている。

更に、ブロッコリーやアスパラガスといった地域特産作物を活用し、消費者等との結びつきを強化した取組を推進している。

<取組方針・目標>

当該地域の稲作農業者の更なる経営安定のため、担い手へ農地の集積・集約を図り、非主食用米など需要のある作物へ転換する。

転換作物等の共通の課題として、低コスト生産への取組みがある。

非主食用米では、多収品種の導入推進や直播栽培の技術導入など、低コスト化の取組みを推進するとともに、複数年契約の推進により、更なる安定供給体制の普及を図る。また、転換作物も需要に応じた取組みが重要であり、麦大豆では需要者等の要望に応える量の確保や品質向上を図り、安定供給を進めていく。

水田を利用した野菜生産については、地域の農家・集落が一体となって取り組むことができるブロッコリー・アスパラガス等を、地域振興品目として位置付けて、生産を支援する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

<現状・課題>

当該地域は、平坦地であり、耕地面積の約8割が水田である稲作地帯であるが、農地の基盤整備が整っていない。荒廃農地は0.02%で比較的少なく、農地の集積率は32.0%であり、スケールメリットの働く水田では農地集積が進んでいるが、労働力を要する果樹などの畑地では集積はほとんど進んでいない。

<取組方針>

当該地域は、稲作地帯であり、畑作の担い手が少ない。その反面、水田の担い手は各地域で活躍しており、また、高齢化により離農する兼業農家の増加により、今後も水田の集積、集約が進

むと考えられることから、水田の利用率を高め、非主食用米への転換を促し、稲作農業者の更なる経営安定のため、低コスト化の取組みを推進する。

水田の利用状況については、毎年現地確認を行う。更に、水稻を組み入れない作付け体系が定着し、れんこんや花ハスなどの水生作物のみを生産し続ける水田については、水張状況を確認し、水田機能の維持を目指す。一方、畑作物のみを生産し続ける水田については、取水・湛水機能の有無を確認し、既に交付金の対象外処理を行っているが、今後も畑地化を推進する。

用排水を分離するなどの、農地の基盤整備が整っている地域においては、麦・大豆とのブロックローテーション体系の構築を促す。

用排水を分離するなどの、農地の基盤整備が整っていない地域においては、水稻系の転換作物の作付を推進する。大規模ほ場でのまとまった作付が可能な市南西部地区においては、水稻裏作としての小麦を推進する。

4 作物ごとの取組方針等

市内の約1,400ha（不作付地を含む）の水田では、水稻、園芸などの多様な農業が営まれている。今後は、こうした地域特性を活かしつつも、産地交付金を活用しながら、消費者ニーズに合致した地域振興作物の作付けを推進していく。

（1）主食用米

「羽島ハツシモ」としての、ブランド米の地位を確保するため、農協等の関係各機関との協力のもと、生産者から販売業者までが一体となって、消費者に選ばれる米の産地作りを目指す。

（2）備蓄米

需要量が限られていることから、担い手への農地集積を図る等、主食用米との手取り格差を是正しつつ、一定程度の作付面積は維持するが、需要動向を注視しながら、他の非主食用米へ作付け転換を図る。

（3）非主食用米

主食用米の需要減が見込まれる中、主食用米から下記の非主食用米への作付転換を促す。

ア 飼料用米

専用品種以外の戦略作物助成の交付単価の変更を踏まえ、一般品種はその他非主食用米への切り替えを促す。一方、専用品種の作付けが可能なほ場については、主食用米からの作付転換を促す。また、担い手への農地集積を図る等、主食用米との手取り格差を是正することで、作付面積の拡大を図る。産地交付金を活用し、耕畜連携（わら利用、資源循環）による安定的な生産と利用体制の構築を図る。

イ 米粉用米

産地交付金を活用し主食用米との手取り格差を是正することで、需要に応じた非主食用米からの転換を促す。需給の緩和によって作付面積の減少を見込むが、その他非主食用米同様の交付金の支援体制を整備することで、需要の変化に対応する。

ウ 新市場開拓用米

国内の米の消費が減少する中、国主導による海外への需要開拓が図られようとしていることを踏まえ、新市場開拓用米への作付けを誘導し、非主食用米として一体的に推進していく。

エ WCS用稲

耕畜連携（資源循環）による安定的な生産と利用体制の構築を図るとともに、行政等の関係各機関の協力のもと、生産者が畜産農家にとって飼料価値の高いハイグレード稲WC

Sの作付けが実施できる体制を築く。

オ 加工用米

一般品種の飼料用米からの作付転換により、供給量は増加傾向を見込む。需要動向を注視しながら、非主食用米として一体的に推進していく。

(4) 麦、大豆

麦については、水稻裏作麦の拡大を推進するため、集積助成等を活用し、振興を図っていく。

大豆については、麦あと大豆等での作付け拡大を推進するため、産地交付金を活用しながら産地化、農地の集積を図っていく。

(5) 飼料作物

耕畜連携（資源循環）による安定的な生産と利用体制の構築を図るとともに、産地交付金（担い手加算）の活用や二毛作の推進、集積助成の活用により、畜産農家のニーズに対応した供給の体制を築く。

(6) 地域振興作物（ブロッコリー、タマネギ、アスパラガス、キャベツ）

産地交付金を活用し、タマネギ・キャベツの作付けの支援を図り、農協等との共販体制を強化することで商品化率を高め、農家の経営基盤の強化を図るとともに、産地化を図る。また、零細小規模経営の農家も含め、地域の農家・集落が一体となって取り組むことができるブロッコリー・アスパラガスを、地域振興品目として位置付けて、生産の支援を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	ブロッコリー、タマネギ、アスパラガス、キャベツ（基幹作） （※タマネギ、キャベツは加工用・生食用どちらとも対象）	地域振興作物への助成	ブロッコリーの作付面積	(令和5年度) 0.64ha	(令和8年度) 0.67ha
			タマネギの作付面積	(令和5年度) 0.00ha	(令和8年度) 0.01ha
			アスパラガスの作付面積	(令和5年度) 0.00ha	(令和8年度) 0.01ha
			キャベツの作付面積	(令和5年度) 0.00ha	(令和8年度) 0.01ha
			対象作物の作付面積の合計	(令和5年度) 0.64ha	(令和8年度) 0.70ha
2	飼料用米（基幹作）	わら利用（耕畜連携）	飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組面積	(令和5年度) 26.46ha	(令和8年度) 32.00ha
3	飼料用米、WCS用稲、飼料作物（スーダングラス、イタリアンライグラス）（基幹作、二毛作）	資源循環（耕畜連携・二毛作）	飼料用米による取組面積	(令和5年度) 0.00ha	(令和8年度) 0.01a
			WCS用稲による取組面積	(令和5年度) 22.72ha	(令和8年度) 23.50ha
			飼料作物による取組面積	(令和5年度) 10.22ha	(令和8年度) 13.00ha
			対象作物の取組面積の合計	(令和5年度) 32.94ha	(令和8年度) 36.51ha
4	飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米（基幹作）	非主食用米への助成	飼料用米の作付面積	(令和5年度) 162.21ha	(令和8年度) 150.00ha
			米粉用米の作付面積	(令和5年度) 22.73ha	(令和8年度) 8.00ha
			加工用米の作付面積	(令和5年度) 47.70ha	(令和8年度) 85.00ha
			新市場開拓米の作付面積	(令和5年度) 0.00ha	(令和8年度) 5.00ha
			対象作物の作付面積の合計	(令和5年度) 232.64ha	(令和8年度) 248.00ha
			加工用米の生産費	(令和5年度) 74,048円/10a	(令和8年度) 73,000円/10a
5	麦（基幹作、二毛作）、大豆（基幹作、二毛作）、飼料作物（基幹作）	麦、大豆、飼料作物の集積助成	麦（基幹作）の集積面積	(令和5年度) 37.44ha	(令和8年度) 38.00ha
			麦（二毛作）の集積面積	(令和5年度) 29.44ha	(令和8年度) 55.00ha
			大豆（基幹作）の集積面積	(令和5年度) 0.00ha	(令和8年度) 2.20ha
			大豆（二毛作）の集積面積	(令和5年度) 6.99ha	(令和8年度) 8.30ha
			飼料作物（基幹作）の集積面積	(令和5年度) 4.19ha	(令和8年度) 5.00ha
			対象作物の集積面積の合計	(令和5年度) 78.06ha	(令和8年度) 108.50ha
			10ha以上の集積された集積率	(令和5年度) 81.59%	(令和8年度) 90%

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 岐阜県

協議会名: 羽島市地域農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物への助成	1	30,000	ブロッコリー、タマネギ、アスパラガス、キャベツ(基幹作) (※タマネギ、キャベツは加工用・生食用どちらとも対象)	出荷販売する対象作物の作付面積に応じて支援
2	わら利用(耕畜連携)	3	11,000	飼料用米(基幹作)	利用供給協定に基づき、飼料用米付付ほ場でとれたわらの畜産農家へ出荷等の取組に対し、取組面積に応じて支援
3	資源循環(耕畜連携)	3	11,000	飼料用米、WCS用稲、飼料作物(スーダングラス、イタリアンライグラス)(基幹作)	対象作物を出荷した畜産農家から入手した堆肥を散布する取組で以下の要件をすべて満たすこと。 ① 当該年度における堆肥の散布であること ② 散布されている堆肥が利用供給協定に基づき水田で生産された対象作物などの供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること ③ 同一年度においてほかに水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること ④ 堆肥散布量 10aあたり2t又は4㎡以上であること
3	資源循環(耕畜連携・二毛作)	4	11,000	飼料用米、WCS用稲、飼料作物(スーダングラス、イタリアンライグラス)(二毛作)	対象作物を出荷した畜産農家から入手した堆肥を散布する取組で以下の要件をすべて満たすこと。 ① 当該年度における堆肥の散布であること ② 散布されている堆肥が利用供給協定に基づき水田で生産された対象作物などの供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること ③ 同一年度においてほかに水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること ④ 堆肥散布量 10aあたり2t又は4㎡以上であること
4	非主食用米への助成	1	7,000	飼料用米、米粉用米、加工用米、新市場開拓用米(基幹作)	以下の①～⑥の低コスト化に関するメニューを、1つ以上取組むこと。 ① 共同利用施設での乾燥調整 ② フレコン又はバラ形態による出荷 ③ 側条施肥栽培技術の実施 ④ 直播栽培技術の実施 ⑤ 温湯種子消毒 ⑥ 農業の田植え同時処理
5	麦、大豆、飼料作物の集積助成	1	14,000	麦、大豆、飼料作物(基幹作)	麦・飼料作物については対象作物ごとに係る全作業が10ha以上、大豆については全作業が1ha以上集積されていること。 (面積については、1経営体あたりとし、規模については基幹作、二毛作を合わせた面積により行う)
5	麦、大豆、飼料作物の集積助成	2	14,000	麦、大豆(二毛作)	麦については全作業が10ha以上、大豆については全作業が1ha以上集積されていること。 (面積については、1経営体あたりとし、規模については基幹作、二毛作を合わせた面積により行う)